

大和市告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により市道の区域を次のとおり変更し、及び同条第2項の規定により令和5年4月13日から供用を開始する。

なお、関係図面は、本市街づくり施設部道路管理課において、告示の日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）の一般の縦覧に供する。

令和5年4月13日

大和市長 大木 哲

路線名	旧	起 点	終 点	幅 員	延 長
	新				
深見93号	旧	深見嶋ヶ関 583番先	深見嶋ヶ関 584番先	1.82 m	19.07 m
	新	深見字島ヶ関 583番先	深見字島ヶ関 584番先	1.82	12.54